ヤマハプログラミングボックス

PBX/PBX-E

バージョンアップ手順書

Ver. 1.00

MM-JM0RA080000

PBXバージョンアップ手順書

目次

本書について

本書をご使用になる前に、本書末項「コンテンツ利用規約」を承諾していただいた上でご使用してください。

安全について

取扱説明書　「安全の手引き」を厳守ください。

本手順書での表記

本手順書では、取り扱い上の注意・禁止・指示などを下記のマークを付けて説明しています。表示マークの内容をよく理解してから本文をお読みください。

危 険
取り扱いを誤った場合、死亡または重傷に至る危険が差し迫って生じると想定される場合。

警 告
取り扱いを誤った場合、死亡または重傷に至る可能性が想定される場合。

注 意
取り扱いを誤った場合、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合。

要 点
ロボットの操作手順の要点を説明しています。

使用機器の準備

1.　使用機器

No.	部品名称	弊社型番	個数	備考
1	PBX	KCX-M5110-***	1	*** はケーブル長さや言語設定に依存
2	USB メモリ	KCX-M4268-00	1	※市販品の使用も可能です
3	USB ケーブル	KCX-M657E-00	1	(A-TYPE ソケット⇔ mini B-TYPE プラグ)

PBX

USB メモリ

USB ケーブル

バージョンアップ手順

1.　ファームウェアのバージョンアップ

Step1 ファイルの保存
バージョンアップファイルを USB メモリに保存します。
(PBX Firm ***.mot)
USB ケーブルを使用し USB メモリを PBX に接続します。

要点
データは USB メモリのルートフォルダに保存して下さい。

Step2 システム設定画面の起動
USB メモリを PBX に接続した状態で PBX を起動し、右の画面で [STOP] キー +[#6+] キーを押します。

Step3 USB システム画面の起動
[F4] キーを押して USB システム画面を起動します。

Step4 バージョンアップソフトの選択
右の画面で [F2] キーを押します。

Step 5 バージョンアップの実行

画面下部の表示が [ROOT] になっていることを確認し、

[F2] キーを押してファイルの一覧を表示させます。

Step 6 バージョンアップの実行

ファイル一覧からダウンロードするファイルを選択し、[ENTER] キーを押します

```
-ROOT-f1:NEXT
PBX Firm 109.mot~.MOT   15-02-20 10:07
```

Step 7「Start OK?(Yes:ENT)」というメッセージが表示されたら

[ENTER] キーを押します。

バージョンアップをしない場合は

[ESC] キーを押してください。

要点

バージョンアップ中は電源を切らないで下さい。

```
-ROOT-

Start OK?(Yes:ENT)
```

Step 8 バージョンアップ終了

バージョンアップが正常に終了すると、PBX が自動的に再起動します。

2．　画面データのバージョンアップ

Step 1 ファイルの保存

画面データ（言語データ）を USB メモリに保存します。

（PBX Main ***.WFT/.WUP/.WUS）

USB ケーブルを使用し USB メモリを PBX に接続します。

要点

各言語のデータはフォルダごと USB メモリのルートフォルダに保存して下さい。

Step2 システム設定画面の起動

USB メモリを PBX に接続した状態で
PBX を起動し、
右の画面で [STOP] キー +[#6+] キーを
押します。

Step3 USB システム画面の起動

[F4] キーを押して USB システム画面
を起動します。

=== System Ver 1.08 ===

<F1> RS232C
<F2> LCD / KEY
<F3> FONT
<F4> USB MEMORY SYSTEM

<ESC> QUIT

15.02.20

Step4 バージョンアップソフトの選択

右の画面で [F1] キーを押します。

Step5 言語の選択

[F3] キーを押してフォルダの一覧を
表示させます。

Step6 表示されたフォルダの一覧からご使
用になる言語フォルダを選択し、
[ENTER] キーを押します。
本書では、「Japanese」フォルダを
選択した場合を例に説明します。

-ROOT-f1:NEXT f2:ROOT
English 14-10-16 12:00
Japanese 14-10-16 12:00
Chinese 14-10-16 11:58

Step7 ファイル一覧表示

[F2] キーを押して選択中のフォルダ内のファイル一覧を表示します。

Step8 バージョンアップ実行

「Start OK?(Yes:ENT)」というメッセージが表示されたら [ENTER] キーを押します。
バージョンアップをしない場合は [ESC] キーを押してください。

```
-Japanese-
PBX Main J109.¥U~.¥US
PBX Main J109.¥U~.¥UP
PBX Main J109.¥F~.¥FT

 Start OK?(Yes:ENT)
```

要点

バージョンアップ中は電源を切らないで下さい。

Step9 バージョンアップ終了

バージョンアップが正常に終了し、「Load End」というメッセージが表示されたら電源を再投入してください。

```
-Japanese-
PBX Main J109.¥U~.¥US    ...OK!
PBX Main J109.¥U~.¥UP    ...OK!
PBX Main J109.¥F~.¥FT    ...OK!

Load End.
```

コンテンツ利用規約

重要 - 以下の事項を必ずお読みください：

このコンテンツ利用規約（以下「本規約」といいます）は、お客様（個人、法人であるとを問いません）とヤマハ発動機株式会社（以下「ヤマハ」といいます）との間の法的な契約であり、お客様が、ヤマハの産業用ロボット関連製品のドキュメント（以下「本コンテンツ」といいます）を、ご使用されるにあたり適用される条件を定めます。

本コンテンツの使用をされた場合、本規約の条件に対するお客様の同意があったものとさせていただきます。本規約の条件に同意いただけない場合は使用を試みないようにしてください。

1. 使用許諾

(A) 目的

ヤマハはお客様に対し、本コンテンツが指定する産業用ロボットまたは制御装置等（以下「対象製品」といいます）に関するメンテナンスまたはシステム構築のために必要な限りにおいて、本コンテンツの使用権（非独占的かつ譲渡不可であり、再許諾する権利を含みません）を許諾するものとします。お客様は、本コンテンツを上記目的以外のいかなる用途にも使用してはなりません。

(B) 使用方法

お客様は、本コンテンツをヤマハの利益に反する目的、態様で使用してはなりません。お客様は本コンテンツを使用して対象製品に関するメンテナンスまたはシステム構築を実施するにあたり、作業担当者を決め、当該作業担当者以外の者に本コンテンツを使用させないようにし、本コンテンツの指示および対象製品に付属の取扱説明書の「安全の手引き」に記載された内容を遵守するものとします。

2. 制約事項

(A) 複製の禁止

お客様は、本コンテンツの全部または一部を、メンテナンスまたはシステム構築のために必要な範囲を超えて複製、翻訳等してはならないものとします。

(B) 改変の禁止

お客様は、本コンテンツ改変し、または本コンテンツに含まれる製品識別、著作権その他の事項に関する表記の削除を行ってはならないものとします。

(C) 第三者への譲渡等の禁止

お客様は、本コンテンツを第三者に対し販売、提供、リース、貸与等し、もしくは第三者に使用させてはならないものとします。お客様は特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブサイトもしくはサーバーに本コンテンツをアップロードし、または翻訳、翻案もしくは他のプログラム言語に書き換えてはならないものとします。

(D) 対象製品に関する法令の遵守

お客様は、本コンテンツの使用にあたり、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針、安全衛生特別教育規定その他の関連法令（通達、行政指導等を含む）に基づき、対象製品の使用に関する教育を受け、資格を取得するものとします。

(E) 外為法等の法令遵守

お客様は、本コンテンツの取扱に関し、「外国為替及び外国貿易法」等の日本国および適用される諸外国の安全保障貿易管理関連法令およびそれらの法令に関連する通達等を遵守するものとします。お客様は本コンテンツをお客様の居住国以外の国へ輸出してはならないものとします。

3. サポート対象外

ヤマハは本コンテンツに関するアップデート、修正、内容に関する質問への回答等について、一切責任を負わないものとします。
ヤマハによるアップデート、改良、制作等が行われることがあった場合、それらは本コンテンツの一部を構成するものとし、お客様は、当該成果の使用に際しても、本規約に定められたすべての義務、制約、条件に服するものとします。

4. 知的財産権

(A) 知的財産権の帰属

お客様は、本コンテンツに関するすべての知的財産権（著作権、商標、発明、考案、特許、営業秘密、意匠およびノウハウを含みこれらに限りません）についてヤマハが所有権、または使用権限を有していることを認識および同意するものとします。また、お客様は、ヤマハのかかる権利または利益につき、いかなる時期または方法であれ、いかなる異議をも唱えないことに同意するものとします。

(B) 知的財産権譲渡等の否定

本規約第 1 条 (A) で規定された使用許諾を除き、本規約はそのいかなる条項においても、著作権、商標、発明、考案、特許、営業秘密、意匠およびノウハウ等につき、ヤマハがお客様に対し使用許諾または譲渡するものではありません。

(C) 第三者の権利の侵害に関する責任の否定

お客様は、第三者の知的財産権の侵害および不正使用、ならびにこれらに伴い発生した訴訟費用に関して、ヤマハが一切責任を負わないことにつき、認識および同意するものとします。

5. 無保証

ヤマハはお客様に対し、本コンテンツを現状にて提供するものとし、瑕疵の存在可能性を否定しません。ヤマハは、本コンテンツに関する明示、黙示または法定のあらゆる保証（本コンテンツの商品性、特定目的への適合性、精確性、完全性、完成度、バグやウィルスその他の欠陥の不存在等を含みこれらに限りません）を一切行いません。加えて、ヤマハは、本コンテンツに関する権限、占有可能性、説明事項との同一性、他者の権利非侵害等についても一切保証いたしません。

6. 責任・救済制限

不法行為責任、契約責任その他の責任概念の下、お客様による本コンテンツの使用または本規約の条件に関連して、お客様あるいは第三者に生じた、あらゆる特別、付随的、間接的、派生的損害（利益や情報の損失、事業の中断、身体の損傷、プライバシーの喪失、その他一切の金銭的または非金銭的な損害を含みこれらに限りません。）につき、ヤマハは責任を負わないものとし、第三者から請求があった場合には、お客様の費用と責任においてこれを解決するものとします。

7. 解除

お客様が本規約の条件に違反された場合、ヤマハは、お客様による本コンテンツの利用を停止できることとします。その場合、お客様は以下の事項に従うものとします。

(1) ヤマハの要請に従い、本コンテンツのすべてを、破棄、消去またはヤマハに返却するものとします。

(2) いかなる理由においても、ヤマハに対するあらゆる補償、賠償その他の請求または要求をしないものとします。

8. 雑則

(A) 準拠法

本規約は、国際物品売買契約に関する国際連合条約ならびに抵触法の原則の適用を排し、日本国の実体法のみに準拠して、これによって解釈されるものとします。

(B) 完全合意

あらゆる補足、変更契約を含め、本規約は、お客様とヤマハとの間における本コンテンツに関連する完全な合意であって、本コンテンツその他の本規約対象下となりうる主題に関して現時点で存在するすべての合意、提案、表明、意見等を統合し、それらに優先し、またそれらを排除するものとします。

(C) 分離可能性

本規約の特定条項の全部または一部において、無効または強制不能な要素が含まれていた場合でも、他の条項の有効性および強制力は影響を受けないものとし、かかる無効または強制不能な条項は、それらが当初意図した当事者の権利義務を可能な限り実現しうる有効かつ強制可能な条項に置き換えられたものとみなします。

(D) 仲裁

本規約に関連して、当事者に争いが生じた場合には、双方当事者の誠実な協議によって解決するものとします。当該協議によっても、合理的期間内に解決まで至らなかった場合、かかる争いは、日本商事仲裁協会により、その仲裁規則の下、日本国東京都にて行われる仲裁によって解決されるものとします。仲裁は 3 名の仲裁員によって行われ、仲裁に関連するすべての手続には日本語または英語が用いられるものとします。かかる仲裁の結果は、終局的な解決方法として双方当事者を拘束するものとし、当事者に管轄権を有するあらゆる裁判所にて、強制執行が可能となります。

(E) 権利放棄の否定

本規約の当事者が、本規約に定められた権利を行使しなかった場合でも、それをもって当該権利が放棄されたものとはみなされません。また、本規約で定められた権利の行使は、本規約または適用される法令の下で当事者が保持しまたは取得する他のいかなる権利または救済にも、影響を与えるものではありません。

(F) 強行法規の遵守

本規約に規定されたいかなる条項も、お客様が強行法規の下で取得しうる、本コンテンツに関する放棄不可能な権利の行使を制約することはないものとします。

(G) 残存条項

本規約が終了した後においても、次の条項は引き続き効力を有するものとします：

第 4 条（知的財産権），第 5 条（無保証），第 6 条（責任・救済制限），第 7 条（解除），
第 8 条（雑則）

改訂履歴

改訂日付	改訂内容
2015年　4月	Ver. 1.00　　初版

バージョンアップ手順書

ヤマハプログラミングボックス

PBX/PBX-E

2015年４月
Version 1.00

ヤマハ発動機株式会社　IM事業部

トラブル・修理のお問い合わせ

● ロボットサービス（ロボットビジネス部内）

0120-808-693

受付時間 8:45〜19:45　月〜金曜日(弊社指定の休日などを除く)

ヤマハ発動機株式会社IM事業部
ロボットビジネス部ロボットサービス
〒435-0054 静岡県浜松市中区早出町882
TEL 053-460-6169

最新版の取扱説明書は下記のウェブサイトから
ダウンロードしていただけます。
http://www.yamaha-motor.co.jp/robot/

その他のお問い合わせ

ヤマハ発動機株式会社IM事業部 ロボットビジネス部
〒435-0054 静岡県浜松市中区早出町882
[代表]TEL 053-460-6103 FAX 053-460-6811

● 東日本営業所
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-7
TEL 048-657-3281 FAX 048-657-3285

● 中部営業所（ロボットビジネス部内）
〒435-0054 静岡県浜松市中区早出町882
TEL 053-460-6139 FAX 053-460-6811

● 西日本営業所
〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5-13-9
TEL 06-6305-0830 FAX 06-6305-0832